

○ 公共下水道使用開始(変更)届出基準

項目		基準値	
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	
	シアン化合物	1 mg/L 以下	
	有機燐化合物	1 mg/L 以下	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
	六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
	チウラム	0.06 mg/L 以下	
	シマジン	0.03 mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
	ほう素及びその化合物 ※1	新田処理区:10 mg/L 以下 八重田処理区:230 mg/L 以下	
	ふっ素及びその化合物 ※1	新田処理区:8 mg/L 以下 八重田処理区:15 mg/L 以下	
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
	ダイオキシン類 ※2	10 pg-TEQ/L 以下	
	生活環境項目	フェノール類	5 mg/L 以下
		銅及びその化合物	3 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物		2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物(溶解性)		10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)		10 mg/L 以下	
クロム及びその化合物		2 mg/L 以下	
水素イオン濃度(pH)		水素指数 5.7 を超え 8.7 未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)		300mg/L 未満	
浮遊物質(SS)		300mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽 出物質含有量		鉱油類含有量	5 mg/L 以下
		動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下
温度		40 度未満	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		125mg/L 未満	
窒素含有量		150 mg/L 未満	
燐含有量		20 mg/L 未満	
沃素消費量		220 mg/L 未満	

※1 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物は処理区によって基準値が異なります。

※2 下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り適用になります。